

千葉県最低賃金が改正されます

必ずチェック 最低賃金！ 使用者も 労働者も

千葉県内の事業場で働くすべての労働者(パート、アルバイト等を含む。)及び、その使用者に適用される千葉県最低賃金(地域別最低賃金)が次のように改正されます。

千葉県最低賃金

平成 22 年 10 月 24 日から、

時間額 **744 円**

に改正されます。

ここがポイント...

1 千葉県最低賃金は、千葉県下の事業場で働くすべての労働者に適用されます。

常用・臨時・パート・アルバイトなどの就労形態は問いません。

なお、特定の産業の事業場で働く労働者については、「千葉県最低賃金」よりも高額な「特定(産業別)最低賃金」が適用されます。(特定(産業別)最低賃金は現在改正作業中です。)

また、精神や身体の障害により著しく労働能力の低い者等には、千葉労働局長の許可を条件とする最低賃金の減額特例規定があります。

2 使用者は、適用される最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければなりません。

最低賃金額より低い賃金を労使合意の上で定めても、それは法律により無効とされ、最低賃金額と同額の定めをしたものとみなされます。

3 最低賃金の対象となる賃金は、通常の労働時間、労働日に対応する賃金に限られます。

具体的には、支払賃金額から、

1. 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
2. 1 か月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与等)
3. 時間外労働・休日労働に対する賃金
4. 深夜労働に対する割増賃金
5. 臨時に支払われる賃金(結婚手当等)

を除いた賃金額が、最低賃金額以上でなければなりません。

4 賃金が時間給以外で定められている場合(月給・日給等)、賃金を1時間当たりの金額に換算して千葉県最低賃金額と比較します。

最低賃金についての詳しいことは、千葉労働局労働基準部賃金室

(電話043 - 221 - 2328)か最寄りの労働基準監督署にお問い合わせ下さい。

お気軽にご利用下さい

24時間テレフォンサービス 043 - 221 - 4700